

ふたば

3月 '89 No.324





下水道が正しく機能し、快適な生活を維持するためには、皆さんに下水道を正しく使用していただくことが必要です。

当市の下水の排除方法は、分流式といって雨水と汚水を別々の管で流す方式です。
皆さんのご協力が大切な下水道を守ります。

● 次のような行為は絶対にしないでください……

- ・ 雨どいからの雨水を汚水まますへ流す。
- ・ 汚水ますのふたを開けたり改造し、庭などにたまる雨水を流す。
- ※ このような、間違った使い方をしますと、汚水と一緒に大量の雨水が「不明水」となって、昭島市

にある都の処理場に流れ込み、処理場であふれることになり、美しい水によみがえらせることもできなくなります。

また、処理費用も莫大な金額となつて、市民の貴重な税金などの無駄遣いともなりますので、下水道を正しく使用するよう、皆さんのご協力をお願いします。

● 廃棄物を下水道に流さないでください……

・ ガソリン、シンナー、石油などは、気化して爆発などの事故のもとになります。

・ 次のものは、下水道管を詰まらせます。

割りばし、野菜くず、ラード、廃油、紙おむつ、ビニール製品、生理用品など。

・ セメント、ベントナイト、建設残土、排水槽汚泥などを流すと法律で罰せられます。このような現場を目撃された方は、市役所下水道課に連絡してください。

● ディスポーザー（厨芥粉砕処理器）は使わないでください……

台所の生ゴミ粉砕処理器であるディスポーザーは、台所の生ゴミ

を砕いて、水といっしょに流す機器です。最近この機器の訪問販売がされているようです。

このディスポーザーを使うと、次のような悪影響を及ぼします。

① 下水道終末処理場での処理が困難になり、水質の汚濁が増加し、川や海を汚す原因になります。

② 処理場で処理する汚泥量が増加し、この汚泥処理に莫大な費用がかかります。

4月1日から下水道使用料を改定します

下水道管の布設（汚水管）は、一部の地区を除き市内全域の整備が完了し、市民の皆さんが水洗化

下水道使用料金表（2か月分）

種別	排出量 (m ³)	新料金 (円)	旧料金 (円)
一般	20以下	基本料金580	基本料金500
	21~40	1m ³ につき50	1m ³ につき40
	41~100	〃 60	〃 50
	101~200	〃 80	〃 65
汚水	201~400	〃 100	〃 80
	401~1,000	〃 115	〃 95
	1,001~2,000	〃 155	〃 125
	2,001以上	〃 190	〃 155
浴場汚水	20以下	基本料金240	基本料金240
	21以上	1m ³ につき12	1m ³ につき12

工事を実施することにより、快適な生活ができることとなります。水洗化によりまして使用者からいただく下水道使用料は、昭和57年4月から据え置いてきましたが、平成元年4月から別表のとおり平均22・7パーセントの引き上げをいたします。

使用者から納めていただいた使用料は、汚水の処理費や処理場の維持管理費などに使われていますが、使用料だけでは賄うことができない状況です。使用料の改定につきましては、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

くわしくは、下水道課管理係（☎51-1511内線352）へ。

上・下水道料金の
口座振替領収書の
方法が変わります

従来、料金を口座振替により納付されますと、金融機関から領収書（ハガキ）が送られていましたが、2月27日の料金振替分から、電気料金等と同様に、使用水量検針の時の検針票の下欄に口座振替済のお知らせを掲載し、検針員がお届けする方法に変更します。

なお、この方法は東京都に一元化している市町全体が変更となるものです。

内容ご理解のうえ、よろしくお願ひします。

問い合わせは、水道事務所業務係（☎51-2911）へどうぞ。

し尿汲取便所利用者の方へ

福生市では、現在、し尿汲取便所の汲取りは無料となっておりますが、平成元年4月1日から有料となります。

手数料の算出方法は、次のとおりです。

○月1回汲取る場合

500円＋（世帯人員×200円）

○月に2回以上汲取る場合
1回目の額に、500円を加算した額。

『例』

☆3人家族で月1回の汲取りの場合。
500円＋（3人×200円）

＝1100円となります。

☆3人家族で月2回の汲取りの場合。
1100円（1回目の金額）

＋500円＝1600円となります。

料金の支払いについては、後日納入通知書を郵送いたします。

なお、個別調査表を提出されていない方は早めに返送してください。

問合せ先 環境防災課清掃係（☎51-1511内線284）へ。

ご利用ください

水洗化工事の
融資あっせん制度

水

市の下水道は、昭和四十八年にわたしたち市民の暮らしにかかわる水の清浄さを守り、快適な生活環境を築き、自然の潤いを保つために計画されました。

わたしたちが汚した水は、わたしたちの手できれいにし、多摩川に返さねばなりません。

下水道の整備と十分な活用は、市にとっても、市民の皆さんにとっても一大事業です。

現在、市内の下水道本管整備状況は一部の地区を除き市内全域の整備が完成しています。

そして、この区域のほとんどが水洗化改造義務期間（3年）を経過しています。

市内に残る未水洗化家屋の水洗化を促進するため、助成制度の改正を図ります。

融資あっせん要件と融資額を下の表のとおりとしました。

このことにより、現行では改造義務期間の3年が経過してしまつた改造工事への融資あっせんはできませんでしたが、このたび融資あっせんが受けられることになりました。また、利子補給も一・五パーセント受けられます。

水洗化改造のお済みでない方は、融資制度のご利用も検討していただき、一日も早く水洗化されるようお願いいたします。

なお、水洗化のご相談、お問い合わせは、下水道課排水設備係（☎51-1511内線358）までご連絡ください。

◎ 助成金制度がつぎのとおりに変わります。

現 行

○一般助成（補助金）	自己の所有する家屋（所有者が住んでいる場合）…………… ……………改造工事1件につき 20,000円
	貸家、アパート等の所有者……………大便器1個につき 5,000円
○融資のあっせん	自己の所有する家屋（所有者が住んでいる場合）…………… ……………改造工事1件につき 250,000円
	貸家、アパート等の所有者……………大便器1個につき80,000円 (ただし1,000,000円を限度とします。)
1. 利子補給	年3.0%
2. 償還期限	3年以内
3. 償還方法	毎月1回

改 正 後

○一般助成（補助金）	現行と同じ
○融資のあっせん	自己の所有する家屋（所有者が住んでいる場合）…………… ……………改造工事1件につき 380,000円
	貸家、アパート等の所有者……………改造世帯1件につき 210,000円 (ただし2,100,000円を限度とします。)
1. 利子補給	年3.0% (ただし、3年が経過している場合は、1.5%とします。)
2. 償還期限	3年以内
3. 償還方法	毎月1回

※ 新築、法人及び改造義務期間の3年が経過している場合は、補助金、融資のあっせんは受けられません。

※ 新築、法人は、補助金、融資のあっせんは受けられません。



市長への手紙から

住みよい福生市をつくるために11月から行いました「市長への手紙」に、1月末現在53通、項目にして99件の要望、意見等が寄せられています。ありがとうございます。

性別では、男性が55件、女性が41件、匿名が3件となっています。手紙を施策別にみると、教育文化に関する意見が全体の27%を占め、続いて土木・建設に関するものが21%、市民生活に関するものが20%でその他行財政・民生福祉等の順となっています。いろいろなご意見の中では、牛浜駅の公衆便所改築(実施中)や多摩川についての小学生の意見、市土地開発公社が買収した片倉工業跡地の利用や美術館についての要望、自然と人間のかかわりの大切さから見た福生市のこれからのまちづくり

に対するご提案等もいただきました。皆さんから寄せられた手紙はすべて市長が直接目を通し、関係部課に対して直ちに指示し、ご回答させていただきます。

また、早急な解決が難しいご意見、ご提案、ご要望については、市の考え方、方針などをお答えするとともに、21世紀に向けた福生市のまちづくり計画の参考資料にさせていただきます。現在市の各施設に用意してあります。ハガキは、3月31日までしか使えませんのでご注意ください。

また、平成元年度も継続して実施いたしますので、多くの市民の皆様が「市長への手紙」をお寄せいただきますようご協力をお願いいたします。

このことについてのお問い合わせは、企画財政課市民相談係(☎51-1511内線218)へ。

広報等の紙面がかわります

広報ふっさと市のお知らせの紙面が4月から東京都25市と同じタブロイド判(新聞を2ツ折にした大きさ)に変わります。配布方法は従来どおりですが、郵便受の設置や飼犬等には特段のご配慮とご協力をお願いいたします。

多摩地区市町村でも土曜閉庁を検討

市では3月第一回市議会定例会に土曜閉庁方式の導入に関する条例案を提案します。内容は市役所等の窓口を毎月第2・第4土曜日を休日扱いとするものです。

わが国では、内需拡大、貿易摩擦解消とのかかわりから、労働時間短縮の気運が高まっています。今年1月から国の行政機関は、毎月第2・第4土曜日を休みとする土曜閉庁を実施しました。

また、銀行などの金融機関も2月から毎週土曜日を休業する完全週休二日制を実施しています。こうした動きは「日本人は働きすぎる」という世界の批判に対処し世界協調を推進するという国の方針に基づいたものです。

東京都と23区は、この4月から第2・第4土曜閉庁を実施する予定と聞いています。多摩地区の市町村でも、こうしたさう勢に対処するにあたって、東京都市長会、東京都町村長会で昨年7月から検討を重ねてまいりました。その結果この2月に次のような「東京都

市町村における土曜閉庁についての基本的な考え方」をまとめました。

・土曜閉庁は可能な限り広範囲な職場への導入を図る。

・閉庁とする土曜日は、第2・第4土曜日とする。

・土曜閉庁の導入にあたっては、住民への影響を十分配慮し、行政サービスの一層の向上につとめ、住民の理解と協力が得られるかたちで実施する。

・土曜日・日曜日に多く利用されている施設などは、これまでどおり開庁する。

これらの基本的な考え方に基づき

△実施時期▽
条例案が市議会でも可決されれば、平成元年4月から実施したいと考えています。

△従来どおりの業務を行う(開庁)施設等▽

市民会館、公民館、福祉会館、図書館、体育館、保育園、田園会館、地域会館、学校

※決定した場合は3月25日発行の「市のお知らせ」で発表しますので市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

住宅用家屋証明の発行

住宅用家屋証明は個人の持家促進を目的とし、租税特別措置法に基づき、市町村が発行するものです。

住宅用家屋証明がありますと次のとおり登録免許税の軽減を受けることができます。

○住宅用家屋の所有権保存登記の税率は1000分の6が1000分の3に

○住宅用家屋の所有権移転登記の税率は1000分の50が1000分の6に

○住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権設定登記の税率は1000分の4が1000分の2になります。

平成元年 4 月 1 日
発行の証明から、登記の日までに何らかの理由があり入居ができない場合、後記内容を記した申立書及び関係書類が必要となりますのでお知らせします。

申 立 書	
平成 年 月 日	
福 生 市 長 殿	
所有者 住所 氏名	
このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。	
記	
1 家屋の表示	
所在地	
家屋番号	
2 家屋の住居表示	
3 入居予定年月日	平成 年 月 日
4 現在の家屋の処分方法等	
5 入居が登記の後になる理由	
なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。	

記載内容等

- 1 入居が登記後になる理由
 - 2 入居予定日
 - 3 現在の住民票
 - 4 現在住んでいる家が持家の方は家屋の処分方法を確認できる書類
 - 5 現在住んでいる家が貸家の方は賃貸契約書等の書類
- 書式は次のとおりです。
住宅用家屋証明の適用要件等につきましてのお問い合わせは、税務課庶務係(☎51-1511内線222)へご連絡ください。

らせします。

なお、証明発行後、申立書内容と異なる事由が判明した場合、登記所へ通知処置をとりまします。

身近の野草

(9) たねつけばな
— あぶらな科 —

荒地や道ばたに多い越年草。ときに一年草。稲の種籾を水に漬けて、苗代をつくる準備をするころに花が咲くのでこの名がついたと言います。早春、田んぼのふちに白い小花が群れ咲いているのは、春の景としてほのぼのとした心持ちにさせてくれます。

草丈10〜20cm。なずな(ペンペン草)に似ますが、羽状の葉が花茎の途中に互生しているのが特徴です。分布は広く北海道から沖縄まで、また北半球の温帯にあるとか。

この絵は私の住む団地の中のテラス・ハウスの垣根の縁に咲いているのをもらって来て描きました。暖冬のためか、2月に花をつけているのをけなげに思いました。

あぶらな科ですが、この稿れるとは思いますが、この稿



文

を書くために歳時記や植物短歌辞典など探してみました。が、案外例句も少なくまた食べることにも触れられていないのです。春の七草の中のなずなほどには個体数が多くないのでしよう。機会があったら食べてみることにいたしましょう。植物好きの私の短歌歴の中でもこの花を歌にはいませんでした。小草を主題にしてシリーズでまとめてみたいと思っっています。

種漬花の花の頸まで雨後の水
小流れも利根のうちなり種浸
内山 宏
小杉余子
文と画 佐藤文字

臨時福祉特別給付金が

支給されます

昨年国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金（一時金）が支給されることとなりました。具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりです。

臨時福祉特別給付金の

種類と支給額

- (一) 臨時福祉給付金（福祉給付金）
支給対象者一人につき一万円
- (二) 臨時介護福祉金（介護福祉金）
支給対象者一人につき五万円

福祉給付金の支給対象者

(一) 平成元年二月一日（以下「基準日」といいます）において、本年二月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
（年金証書の記号番号の左

から五桁目と六桁目が「六十三」または「二十六」に該当するもの）

③ 遺族基礎年金のうち旧母子、準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から五桁目と六桁目が「二十七」または「二十八」に該当するもの）

- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 障害児福祉手当
- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 福祉手当（経過措置分）
- ⑧ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

(二) 基準日において本年二月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方

(三) 基準日において七十歳以上の方（大正八年二月一日以前に生まれになった方）で、市町村民税非課税世帯に属している方
……高年齢者ご本人または高年齢者ご本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。

(四) 前記(一)から(三)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置（生活保護費に一万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。

なお、通所（通園）施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(一)から(三)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

介護福祉金の支給対象者

(一) 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に属している方（ご本人またはご本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の市町村

民税を納めていないかまたは均等割の税額のみを納めている場合にこれに該当します）で次のいずれかに該当する方

- ① 基準日において六か月以上（昭和六十三年八月一日以前から）継続して、ねたきりまたは痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている六十五歳以上の方（大正十三年二月一日以前にお生まれになった方）
- ② 本年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当（経過措置分）を受給できる方

ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して三か月を超えて入院（昭和六十三年十月三十一日以前からの入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。

受給の方法

(一) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、臨時福祉特別給付金受給申請書に必要事

項を記入して市役所福祉部に3月25日までに提出していただきます。

ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

なお、この申請書は一枚で福祉給付金と介護福祉金の両方の申請書を兼ねていますので、いずれの支給対象者にも該当するため両方の申請をした方も申請書は一枚だけ提出していただくこととなります。

(二) 事後の円滑な支給事務手続を進めるため、申請書を提出する際に臨時福祉特別給付金の請求と領収を福生市長に委任していただく必要がありますが、更に、市町村民税の課税状況について税務関係当局に照会することについての同意や非課税証明書の添付をしていただく場合などもありますのでご注意ください。

(三) 臨時福祉特別給付金は、申請書提出後、支給資格が認定されると福生市から支給されることとなります。

問合せ・申請書の請求先
厚生課厚生係(☎51-15111内線313・314)へ。

国民年金だより

国民年金の保険料が

4月から改定されます

国民年金の年金額は、生活の安定に役立つよう、年々引き上げられています。このため、保険料も段階的に改定する必要があります。

4月1日から、国民年金の保険料は、月額8000円になります。付加保険料は、現行のまま月額4000円です。

保険料の前納は

4月28日までに

1年分の保険料を4月28日までに前納しますと、お得な割引制度があります。ぜひ、ご利用ください。くわしくは、年金係へお問い合わせください。

便利で納め忘れのない

「口座振替」を

ご利用ください

保険料を口座振替にしますと、納付対象月の翌月26日に、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がありません。



申し込み手続きは、預金口座のある市内の金融機関でおとりください。

国民年金に関するお問い合わせは、市民課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。

NHK学園の

社会福祉コースのご案内

▽募集人員 1500人

▽修業年限 2年(通信制)

▽学費等 入学金100000円・授業料350000円(6か月)

▽出願資格 高等学校卒業の方

▽募集期限 4月5日(水)

▽入学案内及び連絡先 NHK学園高等学校専攻科(〒188-0110)

立市富士見台2-36・☎72-3151)へ。

会員募集

ボランティア・グループ

ほほえみの会

「ほほえみの会」は、福生を住みやすいほほえみあふれるまちにしていくなために、地域に住んでいるものが、互いに助け合い、力を合わせていこうと、昨年一月に設立しました。2月6日には、市長とボランティアの対話集会を開催し、老人問題や障害者問題を中心に福祉のまちづくりについて、話し合う機会を持つことができました。「ほほえみの会」では、さらに地域の助け合いの和を広げていくことを願い会員を募集しています。

【活動内容】

老人ホームでお年寄りの話し相手や洗たく物の整理・子どもたちと一緒に遊ぶのもうためのおもちゃ図書館の運営・その他、ボランティアの力を必要とするところへの協力。そのために必要な勉強会などを、毎月一回開催しています。

「ほほえみの会」についてのお問い合わせは、福生市社会福祉協議会ボランティア・コーナー(☎52-2121)へどうぞ。

4月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所（開設医療機関）は次のとおりです。

■内科・小児科（昼間）診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 健康センター

☎52-0099

▽診療時間 午前9時～正午

午後1時～5時

■内科・小児科（準夜）診療所

▽開設日および開設場所

・4月2日（日）石畑診療所

所在 瑞穂町 ☎57-0072

・4月9日（日）長岡診療所

所在 瑞穂町 ☎57-2637

・4月16日（日）高沢病院

所在 瑞穂町 ☎56-2311

・4月23日（日）大嶽医院

所在 瑞穂町 ☎57-0162

・4月29日（祝）羽村町平日夜間

・4月30日（日）急患センター

所在 羽村町

☎55-9999

▽診療時間 午後5時～10時

■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

・4月2日（日）岩永歯科医院

所在 瑞穂町 ☎56-1123

・4月9日（日）山本歯科医院

所在 福生市 ☎52-5211

・4月16日（日）平出歯科医院

所在 福生市 ☎51-4738

・4月23日（日）松永歯科医院

所在 福生市 ☎52-7122

・4月29日（祝）佐久間歯科医院

所在 福生市 ☎53-2525

・4月30日（日）中野歯科医院

所在 羽村町 ☎54-7053

▽診療時間 午前9時～正午

午後1時～5時

※医療機関が変更する場合がありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

健康標語

- ・外から帰ったら うがいをしましょう
- ・食事のあとは 歯をみがきましょう
- ・暴飲暴食はやめましょう

骨粗鬆症とは

—福生市医師会たより—

最近マスコミなどでもよく耳にする『骨粗鬆症（こつそしょうしやう）』という言葉をご存知でしょうか。

【骨粗鬆症とは】

老化現象により骨の成分であるカルシウム、リン、タンパク質等が減少し骨がもろくなる状態を言います。骨粗鬆症は男女ともに生じますが、特に女性に多く、50歳前後の閉経期から男性に比し急激に進行します。これは女性ホルモンに骨成分の喪失を抑制する作用があり、閉経によるホルモン不足によりこの作用が失われるためと考えられています。

【骨粗鬆症の症状とは】

骨がもろくなることにより、骨の変形や骨折が起こりやすくなり様々な痛みや機能障害の原因となります。たとえば背骨の変形や圧迫骨折では、腰痛・背部痛・頸部痛が生じ、腰や背中が曲がってしまったりします。四肢骨では変形

性関節症による関節痛の原因となります。これらの疼痛や骨折などにより寝たがりの生活を強いられる結果にもなりかねません。

【骨粗鬆症の予防と治療】

- ① 食生活の改善
カルシウム、タンパク質、ビタミンDの摂取を心掛けましょう。ビタミンDはカルシウムの腸管からの吸収と骨形成を促進します。
 - ② 適度の運動の励行
心身の老化を防ぎ、適度な刺激を骨に与える必要があります。散歩や体操など無理のない運動を毎日根気よく続けてください。
 - ③ 日光浴の励行
日光の紫外線が体内でのビタミンDの生産を促進します。
 - ④ 薬による治療
医師の管理下で活性型ビタミンD製剤、ホルモン製剤等が必要に応じて使用されます。
- 【カルシウムの多い食品】
小魚・牛乳・乳製品・ごま・ブロッコリー・豆腐等
- 【ビタミンDの多い食品】
さんま・かつを・ぶり・いわし等

前期各種予防接種の日程

平成元年度前期に、乳幼児を対象に市が実施する各種予防接種の日程が決まりましたのでお知らせします。なお、くわしいことについては、毎月25日発行の「市のお知らせ」に掲載します。

ポリオ生ワクチン（急性灰白髄炎）

回数	月日	曜日	対象者
初回(1回目)	4月10日	月	昭和63年7月1日～9月30日生まれ
	4月12日	水	昭和63年10月1日～12月31日生まれ
追加(2回目)	4月13日	木	昭和63年1月1日～3月31日生まれ
	4月17日	月	昭和63年4月1日～6月30日生まれ
整理	4月19日	水	1回・2回未完了者

日本脳炎

回数	月日	曜日	対象者
1回	5月22日	月	昭和59年5月1日～7月31日生まれ
	5月23日	火	昭和59年8月1日～10月31日生まれ
	5月25日	木	昭和59年11月1日～昭和60年1月31日生まれ
	5月26日	金	昭和60年2月1日～4月30日生まれ
2回	6月5日	月	昭和59年5月1日～7月31日生まれ
	6月7日	水	昭和59年8月1日～10月31日生まれ
	6月8日	木	昭和59年11月1日～昭和60年1月31日生まれ
	6月12日	月	昭和60年2月1日～4月30日生まれ
追加	6月21日	水	昭和58年5月1日～7月31日生まれ
	6月22日	木	昭和58年8月1日～10月31日生まれ
	6月23日	金	昭和58年11月1日～昭和59年1月31日生まれ
	6月26日	月	昭和59年2月1日～4月30日生まれ
整理	7月4日	火	未接種者

三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）

回数	月日	曜日	対象者	
1期	1回	4月20日	木	昭和61年10月1日～12月31日生まれ
		4月21日	金	昭和62年1月1日～3月31日生まれ
	2回	5月17日	水	昭和61年10月1日～12月31日生まれ
		5月18日	木	昭和62年1月1日～3月31日生まれ
	3回	6月19日	月	昭和61年10月1日～12月31日生まれ
		6月20日	火	昭和62年1月1日～3月31日生まれ
2期	6月27日	火	昭和60年10月1日～12月31日生まれ	
	6月29日	木	昭和61年1月1日～3月31日生まれ	
整理	7月17日	月	1期・2期未接種者	

結核検診（ツベルクリン及び判定とB・C・G）

ツベルクリン	曜日	判定とB・C・G	曜日	対象者
7月3日	月	7月5日	水	昭和63年10月1日～11月30日生まれ
7月11日	火	7月13日	木	昭和63年12月1日～平成元年1月31日生まれ
7月18日	火	7月20日	木	平成元年2月1日～3月31日生まれ

予防接種を受ける前に ご注意ください

次のようなおさんは、市で実施する予防接種は受けることができません。また、すべての予防接種は健康状態が良いときでないと受けられませんので、保護者の方はお子さんの健康状態には、常に注意してください。

- ▷ 予防接種の当日、発熱している子または著しい栄養障害のある子。
- ▷ 心臓、腎臓、肝臓の病気にかかっている子。
- ▷ 注射によるアレルギーのおそれがある子や異常な副反応のある子。
- ▷ 1年以内にけいれん（ひきつけ）の症状をおこした子。

▷ ウイルス性疾患、はしか、水ぼうそう、おたふくかぜ、風しんなどで治ってから1か月以上たっていない子。

▷ その他医師が予防接種を行うことが不適当と認めた子。

次のような方は ご相談ください

▷ 百日せきにかかった子及び三種混合の対象者で対象年齢（1期 2歳～4歳未満・2期 5歳6か月まで）を過ぎた未接種の子。

▷ 日本脳炎の予防接種で追加接種ができなかったお子さんで小学校に入学をした人。

問合せ 健康センター（☎51-1511内線365・366）へ。

参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 熊川体育館 ☎52-1980
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わかぎり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111
- 上記の施設は火曜休館日 —
- 田園会館 ☎52-3133
- 児童施設は日曜休館日 —
- 地域会館は火曜休館日 —



子どもたちの様々な分野の作品を集めた「けっさく展」です。どうぞ、子どもたちの力作や熱演をご覧ください。

▽日時・内容

・3月25日(土)

『工作、手芸、絵、習字などの作品展』(午前9時〜午後4時)
『合唱や人形劇、劇などの上演』(午後2時〜)

『ジャンボオセロ大会』(午後3時〜)

『フランクフルトなどの模擬店』

(午後1時30分〜)

・3月26日(日)

『工作、手芸、絵、習字などの作品展』(午前9時〜午後4時)

『合唱や人形劇・劇の上演、ゲームなど』(午前10時30分〜)

『古本交換会』(午後1時〜)

『田園太鼓』(午後1時〜)

『チャレンジ/プラン工作』

(午後2時〜)

『マドレーヌなどの模擬店』

(午前10時〜)

※古本交換会に参加する人は、家庭にある不用になった児童書やマンガ本を持ってきてください。また、模擬店とチャレンジ/プラン工作は有料です。なお、3月24日(金)の午後から26日(日)までは、けっさく展のために、会館内で遊ぶことはできません。

問合せ 田園会館へ。



春休み子ども ゲーム・スポーツ大会

① 第8回将棋大会

▽日時 3月30日(木) 午前10時
〜正午
▽対象 小・中学生

② 第8回輪投げ大会

▽日時 3月30日(木) 午前10時
〜正午
▽対象 幼児・小学生

③ 第8回オセロ大会

▽日時 3月30日(木) 午後1時

ことぶき教室

「農芸コース」

公開講座

▽日時 4月22日(土) 午後1時
〜4時 全10回
▽場所 都立瑞穂農芸高等学校
▽内容 園芸(菜園、草花、盆栽等) 6講座・食品製造3講座・普通科目1講座(見学等)
▽対象 原則として60歳以上の方
▽定員 35人
▽

30分〜4時
▽対象 小・中学生

④ 第1回ビリヤード(四ツ玉)大会

▽日時 3月30日(木) 午後1時
30分〜4時
▽対象 小・中学生

⑤ 第8回卓球大会

▽日時 3月31日(金) 午前10時
〜正午
▽対象 小・中学生

⑥ 第7回バドミントン大会

▽日時 3月31日(金) 午後1時
30分〜4時
▽対象 小・中学生
※場所 いずれも田園会館
※申込み 田園会館へ。

受講料 無料(教材費自己負担)

▽申込み 往復ハガキに住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、〒190 12西多摩郡瑞穂町石畑2027 都立瑞穂農芸高等学校 ことぶき教室係へ、4月8日(土)までに申し込んでください。なお、申込者が定員を超えた場合は、抽選により決定いたします。
▽問合せ 都立瑞穂農芸高等学校(☎57-0142)へ。

松林ひだまりハイキング



「六ツ石山」

奥多摩摩雲取山へ続く石尾根の最初のピーク「六ツ石」。今回のひだまりハイクは榛ノ木尾根から六

日本リーグ・マツダオート
東京チームによるバスケットボール講習会と招待試合の開催

▽日時 3月25日(土) 午後3時30分～7時30分
▽場所 市民体育館
▽対象 市民
▽費用 参加費、入場料は無料
※講習会の後、マツダオート東京対横田基地選抜チームによる日米親善招待試合を行います。迫力あるゲームが見られます。この機会に、ぜひ、ご観覧ください。 (見学は自由)
▽申込み・問合せ 市民体育館・熊川体育館へ。

ツ石をめざします。頂上の展望も広く、雪の残る山歩きを楽しみましょう。(歩行時間 約5時間)

▽日時 3月26日(日)
▽集合時間・場所 福生駅改札口 午前7時15分
▽交通費 1130円(福生駅から)
▽対象 中級者程度
▽定員 先着30人
▽問合せ・申込み 3月20日(月)から松林会館へ。

第8回 福生市長杯 硬式庭球大会

▽日時 4月16日(日) 午前8時30分集合 ※雨天の場合4月23日(日)
▽場所 福東テニスコート
▽種目 一般男・女ダブルス
▽対象 市内在住、在勤者
▽参加費 一組1500円(当日徴収します)
▽主催 福生市硬式庭球協会
▽申込み 往復ハガキに、大会名、ペアーの住所、氏名、電話番号を記入のうえ、〒197福生市北田園2-9-1教育委員会社会体育係へお申し込みください。なお、3月27日(月)の消印まで有効とします。

第69回 市民名画劇場

『ポリスアカデミー2』

全員出動!

▽日時 3月25日(土) 午後2時30分・午後7時30分(2回上映・開場30分前)
▽場所 市民会館小ホール
▽内容 悪党諸君、気をつけろ!ポリスアカデミーの卒業生が世界最悪の犯罪地区に配属された。
▽監督 ジェリー・パリス
▽主演 スチーブ・グッテンバーグ
▽定員 各回とも先着260人 ※入場無料(なお、午後7時30分からの上映には、中学生以下は保護者の同伴が必要です)

図書館とも映画のつどい

『青い鳥』『キラキラ』

▽日時・場所

- ・3月23日(木) わかぎり分館
 - ・3月24日(金) わかたけ分館
 - ・3月25日(土) 中央図書館
- ★時間は、いずれも午後2時、3時(2回上映)

▽対象 幼児・小学生
▽定員 各回先着70人 入場無料
▽問合せ 各図書館へ。

《会員募集》

福生市に伝わる伝統芸能

「天王ばやし」

地元の夏祭り、8月の福生七夕まつり、都のふるさとまつり、文化祭などで披露し、好評を博しています。ぜひ、ご参加ください。
▽練習日時 第2・4土曜日 午後3時～5時
▽場所 扶桑会館
道具はお貸しします。
▽問合せ 橋本(☎51-4534)へ。
エアロビクス

「サークル・グリーン」

あなたも美容と健康のために、エアロビクスをはじめませんか。年齢は問いません。

▽活動日 毎週水曜日 午後7時30分～8時30分
▽場所 松林会館
▽会費 月額2000円
▽問合せ 高間(☎51-6409) 井上(☎52-7288)へ。

福生硬式少年野球

リトル・シニアリーグ

(春季新人募集)

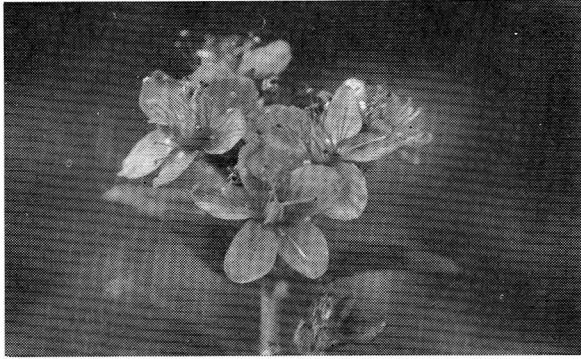
▽活動日 毎週土・日曜日と祝日
▽場所 福東少年野球場、横田基地内
▽対象 リトルの部(小学1～5年生)・シニアリーグ(小学6年生～中学2年生)
▽申込み・問合せ リトルリーグ事務局 村木(☎51-3918)へ。

郷土資料室だより

展示のご案内

ネイチャー・フォト展

今まさに春の風に乗りに、飛び立ちとうとするタンポポの種子、秋の陽だまりの中、舞うようにそよぐカワラノギクの花。命あるものは皆、美しく輝く瞬間があります。



▶オトギリソウ

この心なごむ自然の営みに、それぞれ思いをこめてレンズを向ける、これがネイチャー・フォトです。

今回の展示では市内では珍しいオトギリソウからごく身近なタンポポまで、市内の植物を中心に約20点の写真パネルを展示いたします。

▽期間 3月15日～4月30日まで

▽場所 郷土資料室展示室

▽資料提供

市内ネイチャー・フォトグループ「おけら野会」

◀カワラノギク



三界萬霊塔

寺の入口、境内、墓地、あるいは道辻などで「三界萬霊塔」または「萬霊塔」と刻んだ塔をよく見かけます。福生市内では、12基が確認されています。

三界とは、生きとし生けるものが、生きかわり死にかわりする迷いの世界で、欲界、色界（物質の世界）、無色界（欲も物もない世界）をさすといわれます。また、過去、現在、未来をさすともいわれます。

◀清岩院の萬霊塔



霊をこの塔にやどらせるという意味をもっており、この塔を回向することによって、すべての霊を供養することができるということから建立されているようです。

市内の萬霊塔は、十八世紀中頃に造立されたものが多く、場所は、一基を除き、他は全て寺院内に建立されています。地蔵を主尊としたものが五基、念仏講が造立者となっているものが二基みられます。千手院の宝暦九年（一七五九）に造立された萬霊塔は、台座に「熊川邑南女中 念仏講供養」と刻まれています。

	銘文	造立年	主尊、その他	所在地
熊川地区	三界萬霊	延享元年(1744)	自然石	千手院牛浜墓地
	三界萬霊	宝暦9年(1759)	地蔵、熊川邑南女中、念仏講	千手院
	三界萬霊	宝暦10年(1760)	地蔵	真福寺
	萬霊塔	不詳	自然石	千手院
	三界萬霊	不詳	自然石	真福寺
	三界萬霊	不詳	自然石	福生院
福生地区	三界萬霊	宝暦5年(1755)	自然石	長徳寺長沢墓地
	萬霊塔	寛政4年(1792)	自然石	清岩院
	萬霊塔	天保11年(1841)	地蔵	清岩院
	三界萬霊塔	明治32年(1899)	地蔵	長徳寺長沢墓地
	三界萬霊	不詳	地蔵	福生不動尊

発刊しました



福生市史資料編 近世1

福生市史の資料編三冊目として『福生市史資料編 近世1』ができました。

この資料編には、今まで発掘された資料の中から、村の概要、支配、村政と村の生活、戸籍と人口の各章に厳選分類された、福生市史にとって必要で不可欠な史料が掲載されています。

福生市の歴史に興味のある方、これから郷土の歴史を学ぼうという方は、図書館に置いてありますので、ぜひ、読んで利用していただきたいと思えます。また、必要な方には、一冊3800円でお頒けしています。

近世の資料編は、次年度に『近世2』『近世3』と2冊の資料編が計画されています。その他、福

生市史では通史編にいたるまでに、『民俗編上・下』『近代編1・2』『現代編』などの資料編の刊行を計画していますので、今後も、市史編さんにご協力をお願いします。

◎市史刊行物

- ・資料編 近世1 3800円
- ・資料編 中世・寺社 3800円
- ・資料編 考古 3700円
- ・市史研究誌 各号 450円

◎市史刊行物のお求めは

市役所市民相談係(☎51-1511内線218)または商協ビル内市史編さん室(☎51-1511内線207)へ。

第6回

福生市史を学ぶ市民講座

酒造りと

古文書の見学会

春の午後、市内の熊川にある酒蔵で酒造りの工程と、同家に伝わる熊川村の名主家文書の見学会にお出かけになりませんか。

▽日時 3月25日(土) 午後2時

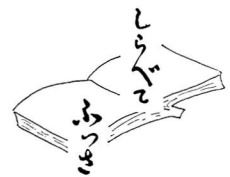
～4時 ▽定員 30人 ▽見学先

石川酒造 ▽参加申込み・問合せ

市史編さん室(☎51-1511内線207)へ。電話で申し込み

のうえ当日午後2時までに熊川内

出真福寺(陸橋通り)旧本堂前へ。



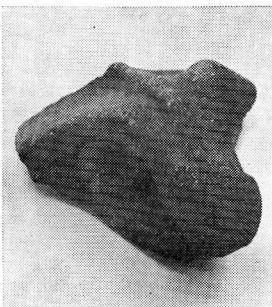
編集専門委員

和田 哲

蛇体装飾をもつ土器

長沢遺跡は福生駅西側の消防署付近一帯に広がる、今から約四千年前の縄文中期の集落遺跡として知られています。

ここに紹介する蛇体把手は、昭和五十七年の調査で発見されたもので、深鉢形土器の口縁部につけられていた装飾です。土器の胴部から口縁に伸び上がった粘土紐の貼り付け文には「八」字状の刻みがほどこされ、蛇の胴を表現しています。把手は径六センチメートルの環状につく



長沢遺跡出土の蛇体把手

られ、その上端に三角形の頭、大きく開いた口、竹管を押しつけた小さく鋭い目が表現され、大変リアルに造形されたこの蛇は、マムシに違いありません。

一般に縄文土器は抽象的な文様で飾られるのが常で、まれに人体や動物を表現したものがみられます。こうした土器は、日常の煮炊きなどではなく、儀式や祭りなどの特殊な場で使用されたと考えられます。

縄文中期の土器にしばしばほどこされた蛇の装飾は何を意味するのでしょうか。野山に猟をし、木ノ実を採集して生活していた縄文人には、マムシは恐ろしい存在だったことでしょう。時にはうす暗い堅穴内にもひそみ、咬まれればケイレンし、一瞬にして命を奪うマムシ。縄文人はマムシから自らを守る意味で土器にその姿を写したのでしようか、またはその強い力にやかろうとしたのでしょうか。古代の日本人は蛇を祖先神としてあがめたとされます。縄文人もその魔力をおそれ敬ったことでしょう。



福生野球場のナイターが
5月1日から使用開始

福生野球場のナイター設備が夜間(午後5時30分～9時30分)使用できます。開場期間は5月1日から10月31日までです。

使用料金は1時間当たり市内の方が4000円(使用料1000円+照明料3000円)、市外の方が8000円(使用料2000円+照明料6000円)です。

なお、市営野球場の貸し出しについては、次のとおり抽選会を行います。

表紙は語る



桜の開花が例年になく今年は早いといわれる中で、市内の学校では卒業記

▽日時 4月3日(月) 午後7時
▽場所 市民体育館第一会議室
▽問合せ 教育委員会社会教育課 社会体育係(☎52-5511)へ。
※市外及び未登録のチームは抽選会に参加できません。

市のチャイム放送が 午後5時15分に変更

4月1日から10月31日まで、市のチャイム放送が今までの午後4時40分(冬時間)から午後5時15分(夏時間)に変わります。

なお、放送後も、子どもたちが外で遊んでいるのを見かけたら、一声かけて家に帰るように注意してください。

皆さんの力で健全な青少年を育てましょう。

念の制作が着々と進められています。ここ第3小学校では、「5年後10年後に学校を訪れた時、何か心のよりどころとなるようなものを残したい」と伊東先生の指導のもとで「グラデーショ(色の階調)の完成を目指しています。10センチの正方形の板に、それぞれ独自の発想と自由な配色で幾何学模様を描き「飛躍」という文字を中心に大きなパネルに仕上げる。すべての色に白を混ぜ合わせる手法のため色の幅が広がり美しい。単立つ129人の力作と自画像が飾られた体育館で迎える卒業式の日には近い。

ふっさ桜まつり

民踊パレード参加団体募集

第6回ふっさ桜まつりが4月8日(土)から16日(日)までの9日間、多摩川堤防沿いの永田橋から陸橋の間で行われます。

催し物のひとつとして、本年も民踊パレードが4月9日(日)に

3月の交通安全キャンペーン



子どもの交通事故をなくそう

3月は、日増しに気候がよくなり、また、後半は幼稚園、学校が春休みに入るため、子どもが屋外に出て遊ぶ時間も多くなるので、例年、子どもの交通事故が多くなっています。

子どもの事故の原因をみると

- 歩行者では
- とび出し
- 駐車車両の直前直後横断
- 走行車両の直前直後横断
- 自転車では
- 安全不確認
- 一時不停止

行われますので、参加を希望される団体は次によりお申し込みください。

▽対象 市内の団体

▽申込み先 申込書(経済課にあります)に必要事項を記入のうえ、3月31日(金)までに経済課商工係(☎51-1511内線272)へ提出してください。

などが目立っています。

子どもを悲惨な交通事故から守るため、子どもたちに「止まって確かめる」習慣を教えてください。また、4月から新入学されるお子さんがいる家庭では、子どもといっしょに通学路を歩いて、危険な場所や交通ルールを教えてください。

よく見たね 車こないね 渡れるね

春の全国交通安全運動

4月6日(木)～15日(土)

「心にゆとり さわやかマナー」

- 春の交通安全フェスティバル
- 日時 4月1日(土)午後1時30分
- 場所 市民会館大ホール
- 運転者講習会
- 日時 4月3日(月) 午後7時
- 場所 市民会館小ホール